

豊橋市総合動植物公園長寿命化計画

総合動植物公園長寿命化計画（動物資料館 展望塔 温室）

1. 都市公園整備状況

(令和2年 3 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
403	381.31 ha	10.13 m ²

2. 計画期間（西暦）〔2022 年度～ 2031 年度（10 箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
348	12	5	6	3	0	6	2	1	19	1	403

②選定理由

計画対象公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園」であり、設置者である豊橋市が管理する「総合公園」と設定する。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
830	180	945	420	80	5	220
管理施設	災害応急対策施設	その他	合計	※ うち豊橋総合動植物公園3施設		
1,870	-	1	4,551	動物資料館：教養施設		

温室：教養施設

展望塔：その他施設

②これまでの維持管理状況

豊橋総合動植物公園において統括的に維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っているが、「温室」は公益財団法人により日常点検を行っている。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、対象施設（動物資料館, 展望塔, 温室）において健全度調査を実施した。判定は以下による。

(施設)

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (0)					
c. 土木構造物 (0)					
d. 建築物 (3)	0	0	3	0	利用禁止とするまでの判定は無し
b. 遊具等 (0)					

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

(施設)

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (0)			
c. 土木構造物 (0)			
d. 建築物 (3)	3	0	0
b. 遊具等 (0)			

7. 維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、豊橋総合動植物公園管理事務所により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

温室については、管理事務所によるもののほか、委託管理による簡易補修を取り進めるものとする。

8. 長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

- 公園施設数が多く運営の中で優先度の変更も想定できるが、来園客が安全・安心で利用できる状態を保てるように適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- 使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍を基本とする。各施設の処分期限期間は、動物資料館が41年、温室が41年、展望塔が50年であることから、使用見込み期限をそれぞれ49・49・60年とし、施設経過年数を差し引いた期間を対象とした。